

(目的)

第1条 この要綱は、家庭用再生可能エネルギー設備（以下「再エネ設備」という。）の設置を推進し地球温暖化対策に寄与するため、再エネ設備を購入し設置した者に対し、鹿沼市家庭用再生可能エネルギー設備導入報奨金（以下「報奨金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(報奨金の支給対象)

第2条 報奨金の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内の住宅に再エネ設備を購入し設置した者
- (2) 市内の再エネ設備を設置した住宅の場所に住所を有し、居住している者
- (3) 再エネ設備を設置した住宅が店舗等との併用住宅又は集合住宅の場合は、自ら居住する部分のみで電力を使用している者
- (4) 世帯員全員に、市税及び国民健康保険税（以下「市税等」という。）の滞納がない者

2 報奨金の支給対象となる設備は、別表1に定めるとおりとする。

(報奨金の額等)

第3条 報奨金の額は、別表2のとおりとし、予算の範囲内で支給する。

2 報奨金は、報奨金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）に対し、別表3により使用期限付商品券（以下「商品券」という。）で支給する。

(報奨金の支給申請)

第4条 申請者は、鹿沼市家庭用再生可能エネルギー設備導入報奨金支給申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 家庭用再生可能エネルギー設備導入実績書（様式第2号）
- (2) 工事請負契約書又は住宅購入に係る売買契約書等の写し
- (3) 領収書の写し
- (4) 見積書又は領収書内訳書（設備の設置に要する費用の内訳がわかるもの）
- (5) 住宅等の全景及び設備の設置状況がわかるカラー写真
- (6) 工事完了証明書（様式第3号）
- (7) 住民票の写し（申請者の世帯員全員が記載されたもの）
- (8) 市税等の納入状況を確認するための同意書（様式第4号）
- (9) 設備の仕様及び規格等が確認できる書類の写し（カタログの写しなど）
- (10) その他市長が必要と認めるもの

2 この要綱に基づく報奨金又はこれに類する報奨金、補助金（以下「報奨金等」という。）の支給を受けた者は、当該報奨金等に係る再エネ設備と同一の設備について、再度この要綱に基づく報奨金の支給を受けることはできない。この場合において、当該報奨金等に係る再エネ設備とは、別表1に定める「発電設備」、「木質バイオマス利用設備」及び「蓄電設備」の3種の設備とする。

(報奨金の支給決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、支給の可否を決定する。

2 市長は、前項の決定をしたときは、鹿沼市家庭用再生可能エネルギー設備導入報奨金支給決定通知書（様式第5号）又は鹿沼市家庭用再生可能エネルギー設備導入報奨金不支給決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（商品券の受取り等）

第6条 報奨金の支給決定を受けた者（以下、「支給決定者」とする。）が、商品券を受け取るときは、鹿沼市家庭用再生可能エネルギー設備設置導入報奨金支給決定通知書及び身分証明書を市長に提示し、市の定める受領書に記名し、及び押印するものとする。

2 商品券の受取りを支給決定者以外の者が行うときは、委任状を市長に提出しなければならない。

3 支給決定者は、支給決定通知書（様式第5号）に記載した期日（以下「受取期限」という。）の受取期限までに商品券を受け取らなければならない。

4 支給決定者が受取期限までに商品券を受け取らなかったときは、市長は、当該商品券を支給決定者に支給したものとみなす。

（支給決定の取消し及び報奨金の返還）

第7条 市長は、報奨金の支給を受けた者（以下「報奨金受給者」という。）が、不正な手段により報奨金の支給を受けたと認めるときは、支給の決定を取り消し、期間を定めてその全部を現金により返還することを命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により報奨金の返還を命じたときは、報奨金返還命令書（様式第7号）により報奨金受給者に通知するものとする。

（協力依頼）

第8条 市長は、報奨金受給者に対し、必要に応じて発電量などのデータの提供その他の協力を求めることができる。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（適用期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

（鹿沼市家庭用「省・創・畜」エネルギー設備導入報奨金支給要綱の廃止）

2 鹿沼市家庭用「省・創・蓄」エネルギー設備導入報奨金支給要綱は、廃止する。

（経過措置）

3 改正後の鹿沼市家庭用再生可能エネルギー設備導入報奨金支給要綱の規定は、平成31年度以降の年度分の報奨金の支給について適用し、平成30年度分までの報奨金の支給については、なお従前の例による。

鹿沼市家庭用再生可能エネルギー設備導入報奨金支給要綱

別表1（第2条、第4条関係）

再エネ設備	対象となる設備の要件	その他の要件
発電設備	太陽光発電 太陽電池モジュールの出力の合計値又はインバータの出力が10キロワット未満であること。	(1) 住宅用の未使用品であること。 (2) 設備の設置工事を完了した日が平成30年4月1日以後であること。
木質バイオマス利用設備	二次燃焼機能等により、排煙を減少させる機能を有する次の各号に定める設備であること。 (1)ペレットストーブ 木質ペレットを燃料に使用する室内暖房設備であること。 (2)薪ストーブ 薪を燃料とする室内暖房設備であること。	(1) 住宅用の未使用品であること。 (2) 設備の設置工事を完了した日が平成30年4月1日以後であること。 (3) 設備の設置に要した費用が50万円以上であること。
蓄電設備	(1) リチウムイオン蓄電池 設備を設置した住宅に太陽光発電設備が設置されていること。	

別表2（第3条関係）

再エネ設備	報 奨 金 の 額
発電設備	設備の定格出力値（太陽光発電については、太陽電池モジュールの公称最大出力値）1キロワット（1キロワット未満の端数があるときは、小数点第3位以下を切り捨てる。）当たり10,000円で上限額40,000円。ただし、設備の設置に要した費用がこれを下回る場合は、設置に要した費用を上限額とする。（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）
木質バイオマス利用設備	50,000円
蓄電設備	50,000円

別表3（第3条関係）

居 住 地 区	商 品 券 の 別
・鹿沼地区 ・菊沢地区 ・東大芦地区 ・北押原地区 ・板荷地区 ・西大芦地区・加蘇地区 ・北犬飼地区	鹿沼商工会議所の発行する鹿沼市共通商品券

鹿沼市家庭用再生可能エネルギー設備導入報奨金支給要綱

・東部台地区 ・南摩地区 ・南押原地区	
・栗野地区 ・粕尾地区 ・永野地区 ・清洲地区	栗野商工会の発行する栗野商品券

様式第 1 号

様式第 1 号

鹿沼市家庭用再生可能エネルギー設備導入報奨金支給申請書

年 月 日

鹿 沼 市 長 宛

住 所

氏 名

印

鹿沼市家庭用再生可能エネルギー設備導入事業を実施したので、鹿沼市家庭用再生可能エネルギー設備導入報奨金 円を支給されるよう鹿沼市家庭用再生可能エネルギー設備導入報奨金支給要綱第 4 条の規定により申請します。

【添付書類】

- 家庭用再生可能エネルギー設備導入実績書（様式第 2 号）
- 工事請負契約書の写し又は住宅購入に係る売買契約書等の写し
- 領収書の写し
- 見積書又は領収書内訳書（設備の設置に要する費用がわかるもの）
- 住宅等の全景及び設備の設置状況がわかるカラー写真
- 工事完了証明書（様式第 3 号）
- 住民票の写し（申請者の世帯員全員が記載されたもの）
- 市税等の納入状況を確認するための同意書（様式第 4 号）
- 設備の仕様及び規格等が確認できる書類の写し（カタログの写しなど）

【報奨金申請代理人】※報奨金の申請手続き等を事業者に委任する場合は記入

住 所

事業者名

担当者

代表者名

印

電話番号

様式第 2 号

様式第 2 号

家庭用再生可能エネルギー設備導入実績書

申請者	〒 住所	
	ふりがな 氏名	Tel
1 発電設備 太陽光発電	設備の出力 (小数点以下第 3 位切捨て)	□□. □□ kW
	事業費	金 円(税込)
	メーカー:	型式仕様:
	工事完了日	年 月 日
2 木質バイオマス利用設備 <input type="checkbox"/> ペレットストーブ <input type="checkbox"/> 薪ストーブ	事業費	金 円(税込)
	メーカー:	型式仕様:
	工事完了日	年 月 日
3 蓄電及び充給電設備 リチウムイオン蓄電池	事業費	金 円(税込)
	メーカー:	型式仕様:
	工事完了日	年 月 日
設置箇所の種類	住宅 (<input type="checkbox"/> 新築・ <input type="checkbox"/> 既築) <input type="checkbox"/> 店舗併用 <input type="checkbox"/> 集合住宅	

※ 該当する設備にチェックし、必要事項を記入してください。複数申請する場合は該当する設備を全てチェックし記入してください。

報奨金の額の算出

設備の種別	報奨金の額の算出方法	報奨金の額
1 発電設備	出力 1kW 当たり 10,000 円で、上限 40,000 円 (1,000 円未満は切り捨て)	□□, 000 円
2 木質バイオマス利用設備	一律 50,000 円	□0, 000 円
3 蓄電及び充給電設備		□0, 000 円
報奨金の額 (1～3 の合計金額)		□□□, 000 円

様式第3号

様式第3号

工事完了証明書

家庭用再生可能エネルギー設備設置工事に関して、下記内容に相違ないことを証明します。

設置者氏名	
設置場所	
設備の種類	<input type="checkbox"/> 発電設備（太陽光発電） <input type="checkbox"/> 木質バイオマス利用設備 （ペレットストーブ・薪ストーブ） <input type="checkbox"/> 蓄電設備（リチウムイオン蓄電池）
工事完了日	年 月 日

年 月 日

鹿 沼 市 長 宛

事業者住所

事業者名

代表者名

印

様式第4号

様式第4号

市税等の納入状況を確認するための同意書

私は、鹿沼市家庭用再生可能エネルギー設備導入報奨金の支給申請に当たり、鹿沼市家庭用再生可能エネルギー設備導入報奨金支給要綱第4条の規定により、世帯員全員の市税等の納入状況を市の職員が確認することについて同意します。

また、申請者又は申請者の世帯員に市税等の滞納があったことにより報奨金の支給をしない場合に、その結果及び理由を申請者に通知することについて同意します。

年 月 日

鹿沼市長 宛

【申請者】

住所

氏名

印

(申請者の世帯員)

氏名

印

氏名

印

氏名

印

氏名

印

氏名

印

氏名

印

氏名

印

氏名

印

※満16歳以上の世帯員全員が記名及び押印して下さい。

様式第 5 号

様式第 5 号
鹿沼市家庭用再生可能エネルギー設備導入報奨金支給決定通知書
鹿沼市指令環第 号

住 所
氏 名 様

年 月 日付で申請のあった鹿沼市家庭用再生可能エネルギー設備
導入報奨金について下記のとおり支給を決定したので通知します。

年 月 日
鹿沼市長 佐藤 信 印

記
1 決 定 金 額 金 円
2 支 給 する 商品 券
3 受 取 期 限 年 月 日まで

※報奨金（商品券）を受領するときは、受け取る方の本人確認ができる証明書
（運転免許証、マイナンバーカード等）を提示してください。

報奨金（商品券）受領書 鹿沼市指令環第 号
鹿沼市長 宛

下記のとおり、鹿沼市家庭用再生可能エネルギー設備導入報奨金（商品券）を受
領しました。

受 領 日 年 月 日
支 給 決 定 額 円

支給決定者 住 所
氏 名 印

委 任 状
私は、下記の者に鹿沼市再生可能エネルギー設備導入報奨金（商品券）の受領を委任します。

[報奨金を受け取りに来る人]（支給決定者が記入してください）
住 所
氏 名

鹿沼市処理欄
身分証明書の種類 運転免許証・マイナンバーカード・住基カード・その他（ ）

確認者

様式第 6 号

様式第 6 号

鹿沼市指令環第 号

住 所

氏 名 様

鹿沼市家庭用再生可能エネルギー設備導入報奨金不支給決定通知書

年 月 日付で申請のあった鹿沼市家庭用再生可能エネルギー設備導入
報奨金について、下記のとおり支給しないことを決定したので通知します。

年 月 日

鹿沼市長 佐 藤 信 印

記

1 支給しないことを決定した理由

様式第7号

様式第7号

住 所

氏 名

様

鹿沼市家庭用再生可能エネルギー設備導入報奨金返還命令書

年 月 日付鹿沼市指令環第 号で支給決定のあった鹿沼市家庭用再生可能エネルギー設備導入報奨金について、
すでに支給した 円を下記のとおり現金で返還されるよう通知します。

年 月 日

鹿沼市長 佐藤 信 印

記

1 返 還 金 額 金 円

2 返還の期限
年 月 日

3 返還となる理由